

第3章 預金者の死亡による相続と 金融機関がする預金の払戻し

山 田 誠 一

1 はじめに

預金者に相続が生じた場合、金融機関は、預金を誰にどのように払い戻せばよいかという問題がある。それは、金融機関が負う預金債務を弁済により消滅させるためには、誰に支払うべきかという問題と、金融機関が誰にどのように支払った場合は、債権の準占有者に対する弁済（民法478条）として預金債務が消滅するかという問題に分けることができる。そして、金融機関が負う預金債務を弁済により消滅させるためには、誰に支払うべきかという問題は、預金者に相続が生じた場合、預金債権は誰にどのように承継されるか、いいかえると、預金債権は誰にどのように帰属するかという問題にほかならない。

法定相続となる場合は、相続人が1人であれば、特に検討を要する問題が生じないと考えられる。そこで、本稿では、相続人が複数人であって、法定相続として預金が共同相続の対象となった場合について検討を行うこととする。

預金者である被相続人が死亡し、相続人が複数人であって、預金が法定相続として共同相続の対象となった場合、預金債権は誰にどのように承継されるか、その結果、預金債権は誰にどのように帰属するかについて、検討を行う。そのために、まず、金銭その他の可分債権が共同相続の対象となった場合について原則的な規律を確認し（2）、預金債権が共同相続の対象となり、誰にどのように帰属するかが直接争われた複数の下級審裁判例を検討した（3）うえで、さらに、預金債権が共同相続の対象となり、誰にどのように帰属するかに関連する問題についての見解を示した最高裁判決を検討することにする（4）。最後に、相続分を指定する遺言があった場合の法律関係についても検討を行うことにしたい（5）。

2 金銭債権(可分債権)は当然に分割されるとする最高裁判決

最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁は、共同相続財産中に、金銭債権その他の可分債権があるとき、当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて、権利を承継するとする。本

判決の見解は、以下のような理由で妥当なものであると考えられる⁽¹⁾。すなわち、①相続人としては、相続人全員が揃う必要なく、債務者に対して、相続財産である債権について、相続分を乗じた部分の履行を求めることができる点で、権利行使に無用な障害が生じないこと、②仮に各相続人が単独で債権の全部の履行を求めることができるとすると、他の相続人に損害が生ずる可能性があるため適切な解決でないこと、③債務者としては、債務者の関与なく債権の一部譲渡が可能である以上、1個の債務が複数の債務となり、履行を複数に分けて行うことになることは、共同相続に特有のことではなく、面倒があるとしても甘受すべきこと、④債務者は相続分を乗じた部分を弁済したものと考えていたが、誤って現実には、相続分を乗じた部分を超えて弁済した場合に、超えた部分の返還を求めるためのコストや返還が得られないリスクを債務者が負担する可能性は、債権の準占有者に対する弁済と認めることにより、避けることができることである。この判決の事案は、不法行為にもとづく損害賠償債権が共同相続されたものであるが、これらの理由はいずれも、不法行為にもとづく損害賠償債権にのみ妥当するものではない。したがって、本判決の見解は、金銭債権をその代表例とする可分債権一般に妥当するものと考えられる。なお、本判決は、「金銭その他の可分債権」と述べているが、これは金銭債権その他の可分債権を意味すると考えるべきである。なぜならば、現金の金銭は、債権ではないため、可分債権にはあたらないからである。現金の金銭は、別に検討が必要となる⁽²⁾。

本判決は、金銭債権その他の可分の債権は、相続により当然に、相続分に応じて分割されるとするが、相続分とは、具体的には、何を意味するかが問題となる。遺言による相続分の指定が行われていない場合、相続分とは法定相続分（民法900条、901条）をいうのか、特別受益がある場合（903条）、共同相続人の協議または家庭裁判所により寄与分が定められた場合（904条）に、それらを考慮した具体的相続分をいうのかという問題である。戸籍にもとづいて、家族関係を明らかにすることにより、多くの場合、法定相続分を正しく算出することができる。したがって、法定相続分の算出は、相続人が全員揃わずに1人の相続人のもとで可能である。そのため、1人の相続人は、戸籍簿と除籍簿を用いることにより、自らのもとで算出した法定相続分を、債務者に対して、相当程度の確からしさを備えて示すことができる。これに対して、多くの場合、具体的相続分を、1人の相続人が、共同相続人の協議または家庭裁判所の判断を経ずに、相当程度の確からしさを備えて、債務者に示すことはできない。したがって、金銭債権その他の債権は、相続により当然に、法定相続分に応じて分割され、具体的相続分に応じて分

(1) 山田誠一「本件判例評釈」法学協会雑誌104巻6号（1987年）966-982頁参照。

(2) 最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁が、現金の金銭が共同相続財産である事案についての見解を示している。

割されるものではないと考えるべきである。なお、遺言による相続分の指定が行われている場合については、5において後述することにする。

3 預金債権に関する複数の下級審判決

(1) 2で検討を行った最判昭和29年4月8日の見解にしたがって、預金債権が、相続分に応じて当然に分割されるとすると、預金者の共同相続人の1人は、金融機関に対して、分割の結果自らが承継した預金債権を、単独で、払戻を請求することができることになる。普通預金であれば、相続分に応じて分割された金額を、いつでも請求することができ、定期預金であれば、相続分に応じて分割された金額を、満期が到来した後は請求することができる。金融機関（債務者）の側は、各共同相続人に、それぞれの分割の結果承継された預金債務を負うのであり、そのため、共同相続人の1人に、預金の全額を支払った場合は、その者が承継した預金債権を超える部分については、原則として、免責されず他の共同相続人に対して依然として債務を負い、民法478条の適用がある場合に、金融機関は債権の準占有者に対する弁済として免責されることになる。

最近10数年間において、預金債権が共同相続された事案について、複数の下級審判決が公表されている。まず、共同相続人の1人が金融機関に対して、被相続人の預金について、その法定相続分の払戻を求めた事件が複数ある。以下、順に見ていくことにしたい。

(2) 東京高判平成7年12月21日金融法務事情1445号56頁【1】の事案は、次のようなものである。原告は、それぞれ訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの3人であって、それぞれの法定相続分は12分の1であり、被告は、金融機関（さくら銀行）である（以下では、野村證券に対し、金銭預託契約にもとづく金銭の支払いを求めた部分は省略する）。原告は、被告に対して、相続財産である預金（種目、数は不明）約1億68万円について、その払戻しを求め訴えを提起した。原判決⁽³⁾は請求を棄却したが、本判決は、原判決を取り消し、請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「相続人が数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するものと解するのが相当である（最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁、同昭和30

(3) 東京地判平成7年3月17日金融法務事情1422号38頁。

年5月31日第三小法廷判決・民集9巻6号793頁⁽⁴⁾参照)。この理は、相続財産が被相続人の銀行（銀行法2条1項）に対する預金払戻請求権・・・である場合であっても異なる。なぜなら、民法898条は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」旨明定しており、その共有の性質は同法249条以下に規定する共有と異ならず（前掲最高裁昭和30年5月31日第三小法廷判決参照）、かつ、金銭その他の可分債権については、遺産分割前であっても、同法427条の規定に照らし、各相続人が相続分の割合に応じて独立して右債権を取得するものと解するのが相当であるところ、右と同様の金銭債権である本件預金払戻請求権・・・につき、これと別異に解すべき理由がないからである。また、このように解することが相続人らの公平と利益に合致するゆえんでもある。」というものである。

本判決は、前掲・最判昭和29年4月8日を引用し、金銭債権が法律上当然に分割されることは、預金払戻請求権にも妥当すると述べている。

（3）東京地判平成8年2月23日金融法務事情1445号60頁【2】の事案は次のようなものである。原告は、訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの1人であって、その法定相続分は11分の2であり、被告は、金融機関（三菱信託銀行）である。原告は、被告に対して、相続財産である定期預金5000万円（満期は、既に到来している）と普通預金89万余円について、その払戻しを求める訴えを提起した。本判決は、原告の請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「1 遺産の中に債権があり、それが可分債権である場合には、右債権は各共同相続人の相続分に応じて法律上当然に分割され、各共同相続人は、その相続分に応じて権利を取得する。遺産中の債権が預金債権であっても、右の理に何ら変更を生ずるものではない。

弁論の全趣旨によれば、本件預金債権は訴外Aの遺産であることが認められ、前記・・・認定のとおり、右相続関係に基づく法定相続分を変更する被相続人の指定（民法902条）若しくは遺言（民法908条、985条）又は相続人間の合意（民法907条1項、909条）があったことを認めるに足りる証拠はないから、原告は、本件預金債権について、その相続分に応じて払戻請求をすることができるものというべきである。

2 弁論の全趣旨によれば、預金債権が相続された場合には、共同相続人からのその法定相

（4）最判昭和30年5月31日の事案は、金銭債権を共同相続したものではなく、不動産を共同相続したものであるが、相続財産の共有は、民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではないとの見解を示し、そのとき、「相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとした」前掲・最判昭和29年4月8日は、この解釈を前提とするものであるとの考え方を示した。

続分に応じた払戻請求であっても、原則として、共同相続人全員の合意による請求か、又は遺産分割協議書に基づくことが必要である、とする銀行実務上の取扱いがあることが認められ（ただし、その取扱いが励行される度合いは銀行によって違いがあることも認められる）、右銀行実務の取扱いについて、預金債権が相続された場合には、共同相続人の合有となるとの見解により正当付ける見解も存する。

しかし、右合有説は、当裁判所の採用しないところである。前記の銀行実務の取扱いは、合有説を採らなければ基礎づけられないというものではない。遺産をめぐる争いは世上しばしば起こりうるものである。そして、遺言の存否、相続人の範囲、遺産分割の合意の有無等をめぐって争いがあるにもかかわらず、共同相続人の一人が預金債権につき法定相続分の払戻しを求めてきた場合に、銀行その他の金融機関が安易にその要求に応じると、債権の準占有者に対する弁済者の保護（民法478条）、遺産分割の遡及効の第三者への制限（民法909条）等の規定により、金融機関が二重弁済を強いられることはあまりないものの、金融機関が相続人間の紛争に巻き込まれ、応訴の労を取る必要等が生じることがありうる。このような事態を避けるため、共同相続人の一人が預金債権につき法定相続分の払戻しを求めてきた場合に、一応、遺言がないかどうか、相続人の範囲に争いがないかどうか、遺産分割の協議が調っていないかどうか等の資料の提出を払戻請求者に求めることは、預金払戻の実務の運用として、不当とはいえない。前記の銀行実務の取扱いは、その限度で理由があるものといえる。

3 しかし、預金の払戻請求をした共同相続人の一人が、一定の根拠を示して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割の協議が調っていない事情等について説明をしたときは、金融機関としてはその者の相続分についての預金の払戻請求に応ずべきものである。その場合に、共同相続人全員の合意又は遺産分割協議書がなければ払戻請求に全く応じないとするのは、相続に関する法律関係を正解しない行きすぎた運用というべきである。相続人の一部が所在不明であったり、外国に居住し、容易に連絡が取れないこともありうるのであり、そのような場合にも、右のような厳格な運用をすれば、預金の払戻請求者である相続人の権利を害するところが余りに大きいものといわなければならない。

原告が弁護士を代理人として選任し、その代理人が調査の結果に基づき遺言が存しないこと等について一応の説明をしている本件においては、金融機関がその法定相続分に基づく預金の払戻請求を拒むことは、正当とはいえない。」というものである。

本判決は、金銭債権が法律上当然に分割されることは、預金払戻請求権にも妥当すると述べつつ、預金債権は共同相続人に合有的に帰属するという考え方を採用しないとする。前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠したものであると考えられる。しかし、そのうえで、金融機関が相続人間の紛争に巻き込まれ、応訴の労を取る必要等が生じる事態を避けるため、共同相

続人の1人は、一定の根拠を示して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割の協議が整っていない事情等を説明してはじめて、金融機関に対して、払戻しを求めることができるとの考え方を示している。この考え方は、金融機関が相続人間の紛争に巻き込まれ、応訴の労を取る必要等が生じる事態を避けることができることを理由としている。本判決は、この考え方を、相続人が預金債権を金融機関に対して有する場合に限定して妥当するものとするのか、相続人が金銭債権を債務者に対して有する場合一般に妥当するものとするのか、明確ではない。相続人間の紛争に巻き込まれ、応訴の労を取る必要等が生じる事態を避けることを理由とする以上、その理由は、相続人が金銭債権を債務者に対して有する場合一般に妥当するものと考えらるべきである。そうであるとすると、本判決は、前掲・最判昭和29年4月8日の見解を、相続人が預金債権を金融機関に対して有する場合に限定せずに、一部修正していると考えることができる。

(4) 東京地判平成8年11月8日金融法務事情1499号45頁【3】は、次のような事案である。原告は、訴外Aを被相続人とする共同相続人の1人であって、その法定相続分は2分の1であり、被告は、金融機関（千葉銀行および千葉興業銀行）である（以下では、国に対して、郵便貯金の払戻しを求めた部分は省略する）。原告は、被告千葉銀行に対して、相続財産である定期預金348万余円（満期は、既に到来している）、同112万余円、同225万余円（以上の2件の満期は未到来である）、および、普通預金34万余円の払戻しを求める訴えを、被告千葉興業銀行に対して、定期預金50万円（満期は未到来である）、および、普通預金73万余円の払戻しを求める訴えを提起した。本判決は、普通預金と満期到来の定期預金について、請求を認容し、満期未到来の定期預金について、請求を棄却した。その理由は、以下の通りである。

「1 相続人が複数いる場合において、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人はその相続分に応じて権利を取得すると解される。

したがって、・・・原告は・・・亡訴外Aの各預金につき、いずれもその2分の1を相続により取得したものと認められるから、原告は、右各預金のうち少なくとも払戻し期限の到来したものについては、右相続分に応じて直ちに払戻しを求めることができる。

2 (略)

3 被告千葉銀行及び千葉興業銀行の主張について

(一) 前記1のとおりであり、相続財産は遺産分割まで共同相続人の合有になるとの説は採用しない。

(二) 弁論の全趣旨によれば、銀行等の金融機関は、共同相続の場合、相続人全員の同意書か遺産分割協議書の提出がなければ相続預金の払戻しには応じないとする扱いをしていることが認められる。

相続人の範囲を確定するのは事案によっては相当に手間のかかることであり、遺言、特別受益、寄与分などによる法定相続分の修正の可能性を考えれば、相続分の確定も容易ではない。したがって、銀行等の金融機関の右のような取扱いには、後日の紛争を防止する手段としての合理性があり、大量処理のための必要性も認められる。

しかし、そのような取扱いがいかなる場合にも合理的といえるわけではなく、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合（《証拠略》によれば本件はそのような場合に当たることが認められる）にまで、同様の取扱いを貫徹するのは不合理であり、弁論の全趣旨によれば、現に銀行等においても、葬儀費用等を賄うための払戻しには相続人全員による請求を要しないとする扱いをしていることが認められる。

これらの事情を総合すれば、前記のような銀行等の取扱いが事実たる慣習となっているとまではいえず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」というものである。

本判決は、このような理由にもとづいて、普通預金と満期到来の定期預金について、払戻しを求める請求を認容した。すなわち、本判決は、共同相続人の1人に相続分に応じた預金の払戻しを求めることができると判断したのである。しかし、そのような判断を支える法律構成は、分かりにくい。その法律構成は、2通りのものを考えることができる。第1は、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合は、相続人全員が揃わなければ相続預金の払戻しに応じないという銀行の取扱いは合理的ではなく、本件事案では、共同相続人の1人は単独で、相続分に応じた預金の払戻しを請求することができるとしたとの理解である。しかし、本件事案において、相続人全員による払戻請求が著しく困難である事実は、認定されていない。第2は、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合は、相続人全員が揃わなければ相続預金の払戻しに応じないという銀行の取扱いは合理的ではなく、そのような場合がある以上、相続人全員が揃わなければ相続預金の払戻しに応じないという銀行の取扱いは、事実たる慣習にはなっていないとしたという理解である。したがって、本件事案が、相続人全員による払戻請求が著しく困難であるかどうかにかかわらず、共同相続人の1人は単独で、相続分に応じた預金の払戻しを請求することができるというものである。相続人全員による払戻請求が著しく困難である事実は、認定されていない以上、第2の法律構成によって、本判決の判断は支えられていると理解すべきである。また、本判決が、「相続人が複数いる場合において、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人はその相続分に応じて権利を取得すると解される」との考え方を示していることとも整合的である。

しかし、本判決からは、相続人全員による払戻請求が著しく困難な場合は、相続人全員が揃わなければ相続預金の払戻しに応じないという銀行の取扱いは合理的ではなく、共同相続人の1人は単独で、相続分に応じた預金の払戻しを請求することができ、そうでない場合は、共同

相続人は全員が揃ってはじめて、預金の払戻しを請求することができるという考え方（第1の法律構成）がありうることを、読み取ることができる。

（5） 最判平成9年5月28日金融法務事情1506号70頁【4】は、次のような事案である。原告は、訴外Aを被相続人とする共同相続人の1人であって、その法定相続分は3分の1であり、被告は、金融機関（東京三菱銀行）である。原告は、被告に対して、相続財産である預金（定期預金については、満期が到来している）の3分の1について、払戻しを求める訴えを提起した。本判決は、原告の請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「一 預金債権等の可分債権を有する債権者が死亡して、その相続人が複数存在する場合には、相続財産が共有の性質を有することに照らせば、右可分債権は法定相続分に従って当然に分割され、したがって、共同相続人間の遺産分割協議の対象外となるのが原則であるが、可分債権も、共同相続人全員間の合意によって、不可分債権に転化させることも可能と解することができるから、共同相続人の全員が、預金債権等の可分債権を遺産分割協議の対象とすることにつき合意した場合には、これを法定相続分に従って当然に分割されたものと扱うべきではなく、右債権については共同相続人の共有関係に転化したものとして処理すべきである。

したがって、共同相続人から右可分債権の請求を受けるべき債務者としては、右債権が遺産分割協議の対象に含めることについての合意が成立する余地がある間は、その帰属が未確定であることを理由に請求を拒否することも可能というべきである。

二 しかしながら、本件の場合、訴外Aの共同相続人中、少なくとも原告は、本件預金を遺産分割協議における分割対象に含めることに同意しておらず、しかも、今後これに同意する可能性もない旨明言しているのであるから、将来的に右内容の合意が成立する可能性はもはやないと認められるので、本件預金の帰属は、可分債権の相続関係についての原則論に立ち返ったものとして扱わざるを得ず、したがって、本件預金の3分の1は、原告に帰属したものと認めることになり、債務者である被告としては、現時点においては、原告からの法定相続分相当分の払戻請求を拒み得ないというべきである」というものである。

本判決は、まず、預金債権等の可分債権を有する債権者が死亡して、その相続人が複数存在する場合には、相続財産が共有の性質を有することに照らせば、右可分債権は法定相続分に従って当然に分割されるとする。この点は、前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠している。そのうえで、一般論として、共同相続人全員の合意により不可分債権に転化させることが可能であるとの考え方を述べている。しかし、本件事案については、そのような合意はなく、また合意の可能性もないとして、相続分に応じた預金の払戻しを認めたものである。本判決が示した考え方は、預金債権等の可分債権は、当然に分割され、共同相続人の1人からの法定相続分

にしたがった払戻請求を拒むことはできないが、共同相続人の合意によって不可分債権に転化した場合は、共同相続人の1人からの法定相続分にしたがった払戻請求を拒むことができるとする。さらに、共同相続人の合意によって不可分債権に転化する可能性がある場合は、共同相続人の1人からの法定相続分にしたがった払戻請求を拒むことができるとする。相続開始後、預金債権を不可分債権に転化する旨の共同相続人の合意がないが、その合意の可能性のある段階の法律構成についての本判決の考え方は分かりにくい。2通りの法律構成が考えられる。第1は、相続開始によって、預金債権は、分割されるが、支払いを拒むことができ、合意の可能性がないことが確定することによって、支払いを拒むことができなくなるというものである。第2は、相続開始によって、分割され、支払いを拒むことができないが、合意の可能性のある限り、支払いを拒むことができるというものである。しかし、第1の法律構成では、なぜ、分割されるのに支払いを拒むことができるのか、第2の法律構成では、分割されるのに、合意の可能性があると支払いを拒むことができるのはなぜかという、ほぼ共通の解決すべき問題が残されていると言わなければならない。本判決は、相続開始によって分割されると述べてはいるものの、相続開始によって分割されないという考え方に、実質的には立っていると考えるべきであろう。なお、本判決は、理由の中で、具体的に、合意が成立する可能性がない事実を指摘した上で、支払いを拒むことができないと判断しているため、第1の法律構成と親和的であるように思われる。

(6) 東京地判平成9年10月20日金融法務事情1513号58頁【5】は、次のような事案である。原告は、それぞれ訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの3人であって、それぞれの法定相続分は5分の1であり、被告は、金融機関(西武信用金庫)である。原告は、被告に対して、平成9年7月14日、相続財産である預金(普通預金、定期預金、通知預金)の5分の1の支払いを請求し、その後、預金の5分の1、および、その遅延損害金(平成9年7月15日から支払済みまでのもの)について、支払いを求める訴えを提起した。本判決は、原告の請求を一部認容した(相続財産である預金の5分の1の支払いを命じたが、その遅延損害金の支払いについては訴えを棄却した。確定)。その理由は、以下の通りである。

「2(一)ところで、民法898条は、相続人が数人あるときは相続財産はその共有に属する旨規定しており、その共有の性質は同法249条以下に規定する「共有」と異ならず(最高裁昭和30年5月31日判決民集9巻6号793頁)、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人はその相続分に応じて権利を承継するものと解するのが相当である(最高裁昭和29年4月8日判決民集8巻4号819頁、同前掲30年5月31日判決)。そこで、金銭その他の可分債権については、遺産分割前でも、同法427条の規定に照らし、

各相続人が相続分の割合に応じ独立して右債権を取得するものと解するのが相当であり、相続財産が被相続人の信用金庫に対する預金払戻請求権である場合も、右債権と同様の金銭債権であり、別異に解すべき理由はない。

(二) しかしながら、被相続人が生前有していた可分債権も、共同相続人全員間の合意によって、不可分債権に転化し、共同相続人らによる遺産分割協議の対象に含めさせることも可能と解されるので、共同相続人から右可分債権の請求を受けるべき債務者としては、右債権を遺産分割協議の対象に含めることについての合意が成立する余地がある間は、その帰属が未確定であることを理由に請求を拒否することも可能というべきである。

3 ところが、本件の場合、《証拠略》及び弁論の全趣旨によれば、訴外Aの共同相続人の間において、・・・各預金（以下「本件預金」という。）を含ませた遺産分割協議が成立する可能性はほとんどないと認められるので、本件預金の帰属は、可分債権の相続関係についての原則論に立ち返ったものとして扱わざるを得ず、したがって、原告らは、本件預金の5分の1ずつ取得したものと認めることになり、債務者である被告としては、現時点においては、原告からの法定相続分相当分の払戻請求を拒み得ないというべきであるが、被告が・・・預金払戻請求を受けた時点においては、前記の理由から、払戻を拒否することにつき正当な理由があるというべきであるから、原告らの遅延損害金の請求については、これを認めることはできない」というものである。

本判決は、まず、相続財産中に可分債権がある場合、その可分債権は法律上当然に分割されるとの前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠した考え方を示し、そのことは預金払戻請求権にも妥当するとの考え方を明らかにしている。そのうえで、本判決は、一般論として、被相続人が生前有していた可分債権は、共同相続人全員による遺産分割協議の対象に含めることについての合意が成立する余地がある間は、帰属が未確定であることを理由に、債務者は請求を拒否することができるとの考え方を述べている。しかし、本判決は、本件事案について、現時点においてはそのような可能性はほとんどなく、したがって払戻しに応じないといけなかった。本判決は、共同相続人の間で、可分債権を遺産分割協議の対象に含める旨の合意が成立する可能性に着目し、その可能性がある場合は、債務者は支払いを拒むことができるとした点で、判決【4】と共通する。そして、本判決は、可分債権を遺産分割協議の対象に含める旨の合意が成立する可能性がある場合は、可分債権の帰属は不確定であるとの理由を述べている。帰属が不確定ということと、相続開始と同時に分割されることとの関係は明確には示されていないが、相続開始の時点において、通常、可分債権を遺産分割協議の対象に含める旨の合意が成立する可能性があると考えられるため、本判決は、実質的には、前掲・最判昭和29年4月8日の見解を修正したものと考えることができる。

なお、本判決は、支払の請求があった平成9年7月15日の時点では、合意が成立する可能性があったとして、遅滞とならないとして、遅延損害金は起算されないと判断している。その理由は、合意が成立する可能性がある段階では、債務者は払戻しを拒否する正当の理由があるというものである。

(7) 東京地判平成10年8月31日訴訟月報45巻10号1835頁【6】は、次のような事案である。原告は、訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの1人であって、その法定相続分は3分の1であり、被告は、金融機関（富士銀行）と国である。原告は、被告に対して、相続財産である預金の3分の1の支払いを求める訴えを提起した（国に対する相続財産である郵便貯金の3分の1の支払を求める部分は省略する）。本判決は、原告の請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「そして、遺産中の可分債権は、各共同相続人の相続分に応じて法律上当然に分割され、各共同相続人は、その相続分に応じて権利を取得すると解されるところ、預金債権であっても右の理に何ら変更を生ずるものではないから、被告富士銀行の前記の通りの主張は理由がない」というものである。

本判決は、その可分債権は法律上当然に分割されるとの考え方を示している。これは、前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠したものである。

(8) 浦和地川越支判平成11年7月6日判例タイムズ1030号245頁【7】は、次のような事案である。原告は、訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの1人であって、その法定相続分は3分の1であり、被告は、金融機関（青梅信用金庫）である。原告は、被告に対して、平成10年12月19日までに、相続財産である預金の3分の1の支払いを請求し、その後、預金の3分の1、および、その遅延損害金（平成10年12月20日から支払済みまでのもの）について、支払を求める訴えを提起した。本判決は、原告の請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「相続人が数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するものと解するのが相当であり、右の理は、預金債権の場合にも何ら異なるものではない。したがって、法定相続人は、遺産である預金債権について、その法定相続分に相当する金額について、他の共同相続人の同意がなくとも、単独で払戻を請求することができると解される。

(略)

もっとも、金融機関は、預金の払戻について大量の事務処理を行っているものであり、また、

相続人の範囲や相続分の確定を行うのに相当程度の手間を要することも否定できないから、共同相続人全員の同意書ないし遺産分割協議書を求める金融機関の取扱にもそれなりの合理性が認められなくはないが、そのような取扱は、預金払戻を求める共同相続人の任意の協力を求める形で行うことに止めるべきであり、右金融機関側の事情は、法律上、預金払戻拒絶を正当化するものとはまではいえない。しかも、本件においては、原告は、被告に対し、戸籍謄本等の相続人確認のための資料を提出したほか、訴外Aと訴外B（共同相続人の他の1人）の配偶者との養子縁組無効の裁判等が係属したことがあるなど、相続人間の信頼関係が破壊されているため他の共同相続人の協力を得ることが困難であることを説明し、また、被告において二重払いを余儀なくされたときは、原告が過剰支払金の返戻催告を負担し、その文書の作成等に協力することも提案しての払戻催告を経たうえで、10日間の猶予期間を経た後の分についてのみ民法所定の年5分の遅延損害金を求めているものであるから・・・、その最終催告期限である平成10年12月19日の経過をもって、被告が本件預金の払戻債務について履行遅滞に陥ったと認めることに何ら支障はない」というものである。

本判決は、可分債権は法律上当然に分割されるとの考え方を示し、そのことは、預金債権にも妥当するとの考え方を明らかにしている。可分債権は法律上当然に分割されるとの考え方は、前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠したものである。また、本判決は、共同相続人全員の同意書ないし遺産分割協議書を求める金融機関の取扱いの合理性は認めるものの、このような取扱いは共同相続人の任意の協力を求めるという性格にとどめるべきであり、預金払戻を拒絶することを法律上正当化することはできないとの考え方も示している。これは、前掲・最判昭和29年4月8日の見解が預金債権にも妥当することの理由であると考えることができる。

また、本判決は、払戻し催告から10日を経た日以降の遅延損害金の支払いを命じている。原告が、①戸籍謄本等の相続人確認のための資料を提出し、②相続人間の信頼関係が破壊されているため他の共同相続人の協力を得ることが困難であると説明している等の事実にもとづき、払戻し催告から10日を経ることで、履行遅滞に陥ったと判断したものである。

（9）東京地判平成15年1月17日金融・商事判例1170号49頁【8】は、次のような事案である。原告は、それぞれ訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの2人であって、そのそれぞれの法定相続分は4分の1であり、被告は、金融機関（東京三菱銀行）である。原告は、被告に対して、それぞれ相続財産である預金の4分の1、および、利付金融債（商品名を「ハイジャンプ」とするもの）の4分の1ならびに、それらの遅延損害金（訴状送達の日である平成14年8月31日から支払済みまでのもの）について、支払を求める訴えを提起した。本判決は、原告の請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「相続人が数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するものと解すべきであり、訴外Aに係る相続財産の一部である本件各債権についても、可分債権であるから、これと同様に解するのが相当である。

(略)

本件のように、相続人の一部の者が、遺産分割の協議はもとより、相続財産に関する一切の話し合いに応じず、預金等（可分債権）の払出しに対する協力を一切拒否しているような場合（本件が、このような場合に該当することについては、…弁論の全趣旨により認められる。）には、被告主張の取扱い（遺産分割前においては、相続人全員の同意に基づいて相続人全員に一括して払い戻す取扱い）によることはできないのであって、このような場合に該当する本件においては、相続人である原告らは、上記のような見解に基づき、預金等について、その相続分に応じた払戻請求をすることができるものと解すべきである」。

本判決は、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を取得するとの考え方を示している。前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠している。しかし、本判決は、相続人の一部が、遺産分割の協議や相続財産に関する一切の話し合いに応じないことを、可分債権が分割され、相続分に応じた払戻しを認めるための事情として言及している。本判決が、他の共同相続人が協力しないことについて、どのような法的な意味を与えているのかは、分かりにくい。2通りの意味が考えられる。第1は、他の共同相続人の協力が得られない場合は、各共同相続人は、自己の相続分について、払戻し請求をすることができるというものである。第2は、他の共同相続人の協力が得られる場合は、各共同相続人は、自己の相続分について、払戻し請求をすることができないというものである。しかし、いずれであっても、金銭債権が相続開始時に当然分割されるという考え方との関係は、明らかではないといわなければならない。

また、本判決は、利付金融債について、普通預金と同一の扱いをしている。

(10) 東京地判平成18年7月14日金融法務事情1787号54頁【9】は、次のような事案である。原告は、それぞれ訴外Aを被相続人とする共同相続人のうちの1人であって、その法定相続分は4分の1であり、被告は、金融機関（東和銀行、三井住友銀行および日本郵政公社）である。原告は、被告に対して、それぞれ相続財産である預金の4分の1、および、それらの遅延損害金について、支払を求める訴えを提起した（日本郵政公社に対して郵便貯金の払戻しを求める訴えについては、省略）。本判決は、原告の請求を認容した（確定）。その理由は、以下の通りである。

「1 相続人が数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人は、その相続分に応じて、権利を承継するものと解される。

訴外Aの有していた本件の預貯金払戻請求権も、可分債権と解されるから、原告は、その法定相続分に応じて、権利を承継したものとして、その払戻請求権を行使できるものと解される。

2 (1) 被告東和銀行及び被告三井住友銀行は、本件では、訴外Aの共同相続人之間において、本件預金に関する遺産分割協議が成立する可能性が存するから、被告ら銀行は、債権の帰属未確定を理由に、原告の請求を拒否することができるなどと主張する。

しかしながら、本件では、原告は、本件払戻請求の訴訟を提起しており、本件各預金を遺産分割協議の対象としない意思は明らかというべきであり、本件各預金に関して遺産分割協議が成立する可能性があるとはいえないから、上記被告らの主張は、採用することができない。

(2) また、被告東和銀行及び被告三井住友銀行は、相続開始後、共同相続人間における遺産分割協議が成立する前においては、金融機関の実務として、共同相続人全員の同意に基づいて、共同相続人全員に対して一括して預金の払戻を行うことが慣行として行われており、これは事実たる商慣習となっているから、これを理由に払戻請求を拒否できるなどと主張する。

しかしながら、本件訴えの提起段階では相被告であった金融機関が、本件訴え提起後、原告からの払戻請求に応じたために、同被告については本訴が取下げに至った事実からしても、上記被告らの主張する商慣習が存在するとは認められない。

また、遺産分割は、時として相続人間に協議が整わず、解決まで長期間を要する事態が生じ得るが、その間、可分債権である金銭債権について、相続人全員の同意がなければ払戻を行わないといった慣行に、訴外Aが従う意思を有していたと認めるに足りる証拠は何ら存しない。

上記被告らの主張するところによれば、金銭債権である預貯金の払戻請求権については、相続人全員の同意等がなければ払戻を実行せず、一部相続人からの訴訟提起とその判決によって、ようやく払戻を行うといった運用が、一部金融機関で行われているとのことであるが、かかる運用は、可分債権である預貯金払戻請求権の性質を軽視するものであり、また、預貯金者に訴訟提起といった時間と経済的負担を強いるものであって、不適當な運用というべきものであって、かかる運用が商慣習として確立しているものとは認められない」というものである。

本判決は、まず、その相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然分割されるとの考え方を示している。前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠している。また、本件事案において、共同相続人之間で、預金についての遺産分割協議が成立する可能性はないと認定している。しかし、本判決は、遺産分割協議が成立する可能性がある場合、債権の帰属未確定を理由に、払戻しを拒否することができるかどうかについての考え方は示してい

ない。さらに、本判決は、相続開始後、共同相続人間における遺産分割協議が成立する前においては、共同相続人全員の同意に基づいて、共同相続人全員に対して一括して預金の払戻しを行うことは、商慣習として確立していないとも述べている。

(11) これら9つの判決（【1】から【9】）を検討すると、以下のことを指摘することができる。

まず、第1に、下級審判決に共通する原則的な考え方は、前掲・最判昭和29年4月8日の金銭債権は当然に相続分に応じて分割されるとの見解に依拠し、そのうえで、預金債権にもその見解は妥当するというものである。

しかし、第2に、一方で、原則的な考え方にもとづいて、直接、相続分に応じた払戻しを命ずる判決があり（【1】、【3】、【6】、【7】）、他方で、事案に即しつつ当該事案の事情を考慮して、相続分に応じた払戻しを命ずる判決（【2】、【4】、【5】、【8】、【9】）もある。

前者については、【3】が、相続人全員が揃って払戻しを請求しなければならないとする、相続人全員が揃うことが著しく困難な場合に不合理な結果となることを指摘しており、また、【7】が、相続人全員が揃って払戻しを請求しなければならないとする商慣習は確立していないとする。

後者については、多様な事情が考慮されている。【2】は、相続人は、一定の根拠を示して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割協議が整っていないことを説明することを要するとしたうえで、当該事案では、その説明があるとする。【4】は、共同相続人の合意により、預金債権を不可分債権に転化することができるが、当該事案では、そのような合意の可能性がないとする。【5】は、遺産分割の対象に含める旨の合意が成立する可能性があるとして支払いを拒むことができるが、当該事案では、そのような合意の可能性はないとする。【8】は、当該事案では、他の共同相続人の協力が得られないとする（ただし、他の共同相続人の協力が得られない場合は、支払いを拒むことができるとの考え方は示していない）。【9】は、当該事案では、遺産分割協議が成立する可能性はないとする（ただし、遺産分割協議が成立する可能性がある場合は、支払いを拒むことができるとの考え方は示していない）。

考慮された事情は多様であるが、おおむね2つの事情に整理することができる。1つは、相続人から、金融機関に対して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割協議が整っていないことなどの説明が必要だということであり、いまひとつは、預金債権を遺産分割協議の対象に含めることについて合意の可能性である。

相続人からの説明が必要であるとすることは、債務者に対して、債権者が、債務の履行を求める場合、自己の有する債権が何であるかを明らかにしなければならないという一般的な規律

によって説明することができ、妥当である。相続を原因として、債権者の交替が生じていること、相続は、専ら債権者の側の事情であることなどが理由となる。

預金債権を遺産分割協議の対象に含めることについて合意があれば、その合意は、相続財産に含まれる預金債権について、遺産分割協議までは、仮に行使するとしても債権者全員が共同して行使する旨の合意を伴っていると考えられる。したがって、その合意がある場合に、相続人の1人が自己の相続分に応じて単独で、払戻しを請求した場合には、金融機関は、その合意があることを根拠にして、払戻しを拒むことができると考えるべきである。そのような合意の可能性がある場合については、たしかに、預金の払戻しをすることで、可能性があった合意の成立を阻害することになり、また、金融機関としては、そのことが原因で、相続人間の紛争に巻き込まれるおそれがないとは言えない。しかし、金銭債権は、相続開始と同時に、法律上当然に分割されるという前掲・最判昭和29年4月8日の見解に依拠するならば、預金債権を遺産分割協議の対象に含めることについて合意の可能性があることを理由として、相続人の1人が自己の相続分に応じて単独で、払戻しを請求した場合、金融機関が払戻しを拒むことができるとは考えるべきではない。

遅延損害金を問題とする判決がある（【5】は遅延損害金を認めないものであり、【7】は遅延損害金を認めるものである）。【7】は、相続人から説明をしたうえで、催告をした場合、催告の期間経過後の遅延損害金の成立を認めたものであり、相続人から、金融機関に対して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割協議が整っていないことなどの説明が必要であるとする考え方と共通であり妥当である。これに対して、【5】は、預金債権を遺産分割協議の対象に含めることについて合意の可能性がある場合、履行遅滞にならないとするものである。しかし、預金債権を遺産分割協議の対象に含めることについて合意の可能性があることは、相続人の1人からの相続分に応じた払戻しを拒む理由にはならないことと同様に、履行遅滞とならないことの理由とはならないと考えるべきである。

4 不当利得が問題となった3つの最高裁判決

(1) 次に、預金の共同相続に関連して不当利得が問題となった3つの最高裁判決を検討することにする。

(2) 最判平成16年4月20日判例時報1859号61頁⁽⁵⁾は次のような事案である。X（原告、上

(5) 判例批評として、塩崎勤・民事法情報216号60頁、山田誠一・ジュリスト1291号86頁（平成16年度重

告人)とY(被告、被上告人)は、いずれも訴外Aの子であり、他の子らと共に、Aの法定相続人であった。Aは、生前、Yに全財産を相続させる旨の昭和57年9月4日付けの遺言公正証書による遺言(本件遺言①)をし、その後、平成4年8月24日付けの遺言(本件遺言②)をした。Aの配偶者である訴外Bは平成7年7月16日に死亡し、Aは同9年1月28日に死亡した。Xが、Yに対し、本件遺言②はAの全財産をBに相続させる趣旨の遺言であって本件遺言①と抵触するから、本件遺言①は取り消されたものとみなされ(民法1023条1項)、また、BがAより先に死亡したので本件遺言②はその効力を生じないことになるから(同法994条1項)、Xは相続分に応じてAの相続財産を相続していると主張して、Aの死亡後にYが解約し、払戻しを受けたA名義の貯金につき、相続分に相当する金額の不当利得の返還を求めた(この請求は、第1次予備的請求の一部であり、第1次予備的請求のうち不動産に関する部分と、主位的請求、第2次予備的請求を省略した)。原審は、これに対して、Aの相続についての遺産分割協議の成立や遺産分割審判の存在も認められないことから、Xの請求は、家事審判事項である遺産分割を求めるものにほかならないとして、同請求に係る訴えを不適法なものとして却下した。これに対して、本判決は、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

その理由は、以下の通りである。

「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される(最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁、・・・参照)。したがって、共同相続人の1人が相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである」。

本判決は、まず、前掲・最判昭和29年4月8日を引用しつつ、相続財産中に可分債権があるとき、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され、分割単独債権となる見解を明らかにした。また、本件事案が貯金債権であることから、金融機関に対する預金・貯金債権について、この可分債権は当然分割されることが妥当することも認めたものであるということが出来る。

(3) 最判平成16年10月26日判例時報1881号64頁⁽⁶⁾は、次のような事案である。被相続人訴

要判例解説)などがある。

(6) 判例批評として、小野秀誠・金融法務事情1748号7頁などがある。

外Aの相続人がX（原告、控訴人、被上告人）とY（被告、被控訴人、上告人）であり、XとYの法定相続分は、それぞれ2分の1である。Aは、訴外金融機関（鶴岡信用金庫、荘内銀行、山形しあわせ銀行）に預金をしていた。Yが、Xの相続分に応じた預金についてなんらの受領権限がないにもかかわらず、金融機関からAの預金の全額の払戻しを受けた。そこで、XがYに対して、不当利得返還を求めた訴えを提起した。第1審は、請求を一部認容（しかし、請求額に対して認容額はごくわずかであり、実質的には請求棄却に等しい）した。Xが控訴したところ、原審は、請求を認容した。Yが上告した。本判決は、上告を棄却した。

その理由は、以下の通りである。

「2 本件は、Xが、YはX相続分の預金を無権限で払戻しを受けて取得し、これによりXはX相続分の預金相当額の損失を被ったなどと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、X相続分の預金相当額等の支払を求める事案である。

これに対し、Yは、本件各金融機関はX相続分の預金の払戻しについて過失があるから、上記払戻しは民法478条の弁済として有効であるとはいえず、したがって、Xが本件各金融機関に対してX相続分の預金債権を有していることに変わりはないから、Xには不当利得返還請求権の成立要件である「損失」が発生していないなどと主張して、Xの上記請求を争っている。

3 そこで検討すると、（1）Yは、本件各金融機関からX相続分の預金について自ら受領権限があるものとして払戻しを受けておきながら、Xから提起された本件訴訟において、一転して、本件各金融機関に過失があるとして、自らが受けた上記払戻しが無効であるなどと主張するに至ったものであること、（2）仮に、Yが、本件各金融機関がした上記払戻しの民法478条の弁済としての有効性を争って、Xの本訴請求の棄却を求めることができるとすると、Xは、本件各金融機関が上記払戻しをするに当たり善意無過失であったか否かという、自らが関与していない問題についての判断をした上で訴訟の相手方を選択しなければならないということになるが、何ら非のないXがYとの関係でこのような訴訟上の負担を受忍しなければならない理由はないことなどの諸点にかんがみると、Yが上記のような主張をしてXの本訴請求を争うことは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである」というものである。

本判決は、相続人が2人いる本件事案について、2人の相続人はそれぞれ、法定相続分通りで、預金債権を相続し、相続した預金債権については、単独で債権者であることを前提としている。そのうえで、相続人の一方が、相続財産中の預金の全額の払戻しを受けたことについて、その2分の1については、払戻しを受けた相続人に受領権限がないとの判断をしているのである。したがって、言及はしていないが、前掲・最判昭和29年4月8日の見解を踏襲するものであり、また、その見解が、預金債権にも妥当するとの判断をしたものであると位置づけることができる。

(4) 最判平成17年7月11日金融法務事情1759号59頁⁽⁷⁾は、次のような事案である。被相続人訴外Aの相続人がB(甲事件原告、控訴人)と、Y1、Y2(乙事件被告、被控訴人、被上告人)であり、その法定相続分は、それぞれ各3分の1である。Aは金融機関X(札幌銀行)(甲事件被告、乙事件原告、控訴人・被控訴人、上告人)に預金をしていた。Y1とY2が、Bの相続分に応じた預金についてなんらの受領権限がないにもかかわらず、XからAの預金の全額の払戻しを受けた。そこで、BがXに対して、預金の3分の1の支払を求めた訴えを提起し(甲事件)、XがY1とY2に対して、Bの相続分に応じた預金について、不当利得返還を求めた訴えを提起した(乙事件)。甲事件と乙事件の口頭弁論は併合されて審理された。第1審は、甲事件と乙事件ともに、請求を棄却した。BとXが控訴した。原審は、甲事件について、請求を認容し、乙事件について請求を棄却した。Xが上告した。本判決は、乙事件について原判決を変更し、Xの請求を認容した。理由は、以下の通りである。

「2 原審は、甲事件について、Xに対し、1478万9952円及び遅延損害金をBに支払うことを命ずるとともに、乙事件について、次のとおり判断し、XのYらに対する請求を棄却すべきものとした。

(1) XのYらに対する不当利得返還請求が認められるためには、Xに「損失」が生じていることが必要である。

(2) そこで検討すると、Xは、甲事件において、Bの請求を争っており、甲事件に係る判決が確定し、同人に対して現実に弁済した後でなければ、Xに「損失」は生じていないことになる。そうすると、XのYらに対する乙事件請求は、不当利得返還請求権の成立要件を欠くものであり、主張自体失当である。

3 しかしながら、原審の上記2(2)の判断は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係等によれば、Yらは、本件預金のうちBの法定相続分相当額の預金については、これを受領する権限がなかったにもかかわらず、払戻しを受けたものであり、また、この払戻しが債権の準占有者に対する弁済に当たるといってもできないというのである。そうすると、本件払戻しのうちBの法定相続分相当額の預金の払戻しは弁済としての効力がなく、Bは、本件預金債権のうち自己の法定相続分に相当する預金債権を失わないことになる。したがって、Xは、本件払戻しをしたことにより、本件預金のうちBの法定相続分に相当する金員の損失を被ったことは明らかである。そして、本件払戻しによりYらがBの法定相続分に相当する金員を利得したこと、Yらの利得については法律上の原因が存在しないこともまた明らかである。

(7) 判例批評として、中谷寛樹・金融法務事情1780号7頁などがある。

したがって、Xは、Yらに対し、本件払戻しをした時点において、本件預金のうちBの法定相続分に相当する金員について、Yらに対する不当利得返還請求権を取得したものというべきである。

なお、前記事実関係によれば、被上告人らは、本件払戻しを受けた時点においては、本件預金のうちBの法定相続分相当額の預金の受領権限を有しないことにつき悪意であったとまでは認められないものの、乙事件に係る訴状の送達を受けた日である平成15年4月5日から悪意となったものと認めるのが相当である。

以上説示したところによれば、Yらは、Xに対し、それぞれ739万4976円及びこれに対する平成15年4月5日から支払済みまで年5分の割合による利息金の支払義務を負うが、平成10年6月24日から平成15年4月4日までの利息金の支払義務は負わないこととなる」というものである。

本判決は、相続人が3人いる本件事案について、3人の相続人はそれぞれ、法定相続分通りで、預金債権を相続し、相続した預金債権については、単独で債権者であることを前提としている。そのうえで、2人の相続人が、相続財産中の預金の全額の払戻しを受けたことについて、払戻しを受けた額のうち、他の1人の法定相続分の相当する部分について、2人の相続人には受領権限がないと判断しているのである。したがって、言及はしていないが、前掲・最判昭和29年4月8日の見解を踏襲するものであり、また、その見解が、預金債権にも妥当するとの判断をしたものであると位置づけることができる。

(5) 以上の検討から、これらの3つの最高裁判決は、具体的に言及するものとそうでないものがあるものの、いずれも、相続財産中の金銭債権は、相続開始と同時に、法定相続分に応じて、各相続人に分割されるという前掲・最判昭和29年4月8日の見解を踏襲しているものであり⁽⁸⁾、また、預金者が金融機関に対して有する預金債権にも、そのことは妥当するという見解を明らかにしているものということができる。このことは、3で検討した下級審判決の一部にみられたような預金債権が遺産分割協議の対象となる可能性があることが、共同相続人全員が揃わないでする自己の相続分に応じた払戻しの請求を拒むことができるという考え方は、最高裁判決からは、読み取ることができないことを意味していると考えられる。

(8) 谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法(27)』150頁[宮井忠夫・佐藤義彦]は、「判例は、可分債権は、相続開始とともに当然に共同相続人間で分割されるという考え方で一貫している(…)。[相続財産について]共有説を前提とする限り、この結果は不可避である」とする。また、潮見佳男『相続法(第4版)』96頁は、「預金債権・…などの可分債権は、遺産分割の手続を待つまでもなく、法律上当然に相続分にしたがい分割され、各共同相続人に帰属する」とする。

5 相続分を指定する遺言があった場合の法律関係

以上では、相続分を指定する遺言がなかった場合について、検討を行ってきた。これに対して、相続分を指定する遺言があった場合、相続開始と同時に各相続人には、法定相続分に応じて分割され帰属するのか、指定相続分に応じて分割され帰属するのかという問題がある。この問題については、「相続分が指定されているとき、少なくとも共同相続人間においては、判例にいう『その相続分』とは法定相続分ではなくて指定相続分であるとみるべきである。遺言による相続分指定の場合には、被相続人の最終意思がそこにあらわれているからである」とし、さらに、「対外的にも、法定相続分から指定相続分への『変更』ではないから、債務者・第三者に対抗要件は不要であると考え」との主張がある⁽⁹⁾。被相続人が、預金を遺贈した場合や、特定の相続人に預金を相続させる旨の遺言をした場合などとあわせて、検討を行うべき問題である。法定相続分に応じて支払いをした債務者の保護を図るために、債権の準占有者への弁済（民法478条）に用いることで十分と考えて良いかは検討を要する点である。債務者の保護をより重視するならば、遺言によって、相続分の指定が行われる場合、債務者は通常、遺言の存在を、相続人を通して知ることになるという事情を考慮して、遺言による相続分の指定があっても法定相続分に応じて帰属すると考え、民法478条を用いずに、法定相続分に応じて支払いをした債務者は免責されるという考え方とのいずれが適切かという検討が行われなければならない。

(9) 潮見・前掲注(8)97-98頁。